

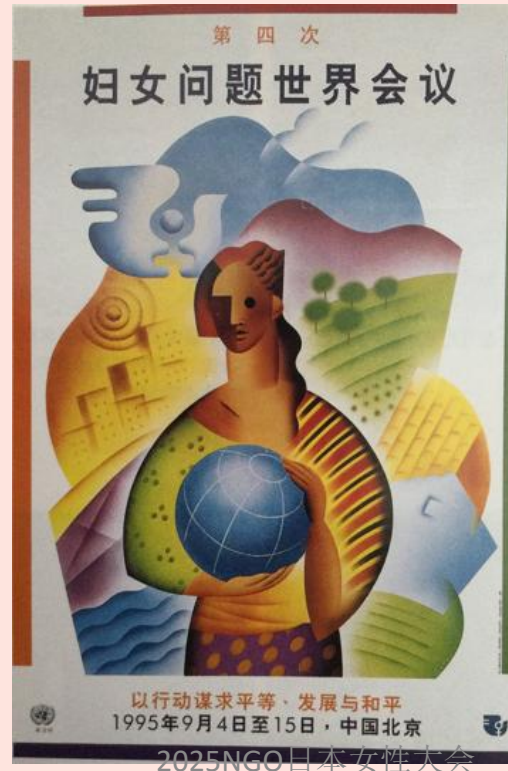
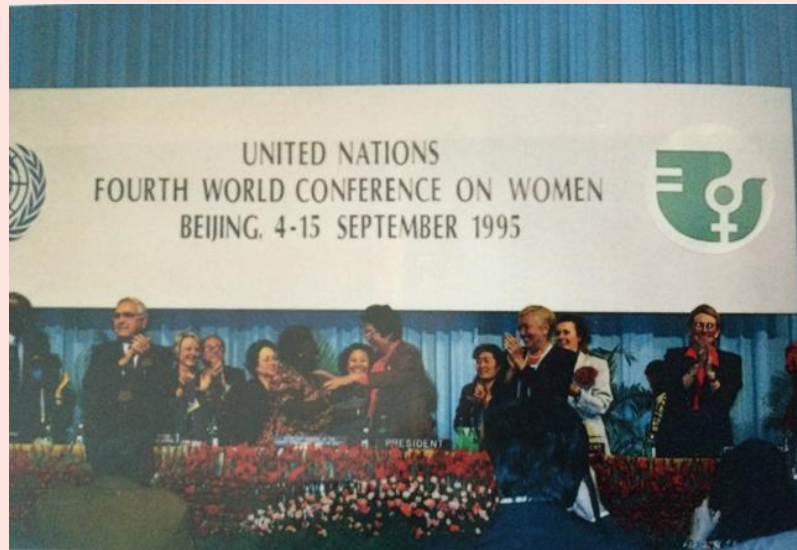
基調講演

**「北京から30年・我々の世代で残された
課題の解決を」**

武川恵子氏

2025NGO日本女性大会

北京から30年・ 我々の世代で 残された課題の解決を



国際婦人年連絡会主催
2025NGO日本女性大会
2025年11月16日（日）
@エッサム神田ホール

昭和女子大学特命教授
・女性文化研究所長
武川恵子

2025/11/16

2025NGO日本女性大会

写真出典:総理府男女共同参画室編「北京会議報告書」

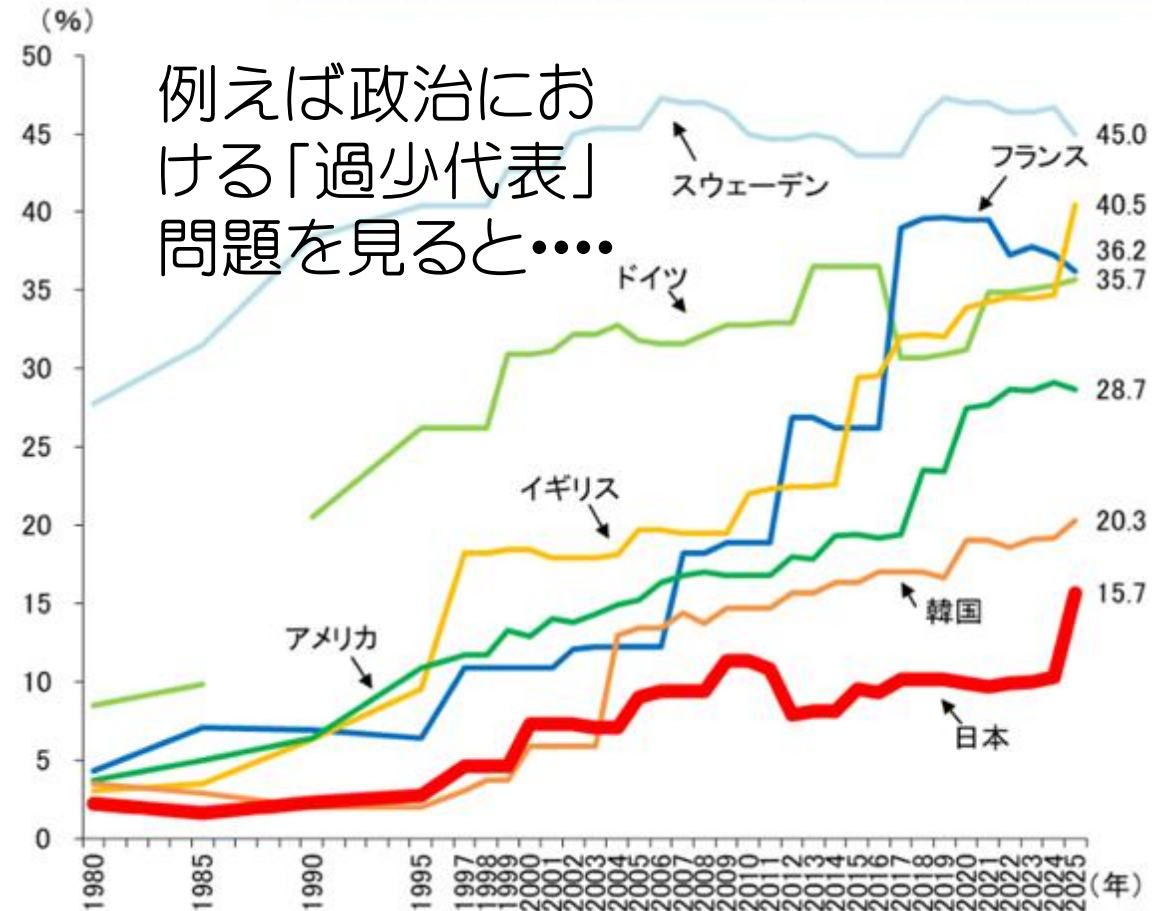
北京後、多くの方の努力による進展も

- 1997 均等法改正(採用・昇進等の差別禁止)
- 1999 男女共同参画社会基本法成立
- 1999 児童買春・児童ポルノ法公布・施行
- 2000 ストーカー規制法成立・施行
- 2001 男女共同参画会議・男女共同参画局
- 2001 DV防止法施行
- 2013 民法改正(婚外子の相続分同等に)
- 2015 女性活躍推進法成立
- 2016 民法改正(再婚禁止期間100日に)
- 2017 刑法改正(強制性交等罪など)
- 2018 候補者男女均等法成立
- 2022 民法改正(母も嫡出否認権、即再婚可)
- 2023 刑法改正(不同意性交等罪など)
- 2025 初の女性総理大臣

男女共同参画局HPより抜粋

2025/11/16

諸外国の国会議員に占める女性割合の推移



しかし残念なことに、北京会議後、各国と日本の差が拡大

本日の課題提起～残された課題と政策進展の障害への対処

ケアワークの5R、理系進学推進、管理職への登用、非正規雇用、賃金格差 etc.

女性と政治

企業団体献金の廃止の代償として導入された政党助成金はよりよい民主主義のための国民からのメッセージでは？

宗教団体からの選挙運動支援や公約の協定について、開示が必要では？

メディアのファクトチェックが必要では？ アカデミアの役割は？

選択的夫婦別氏制度は戸籍の破壊？

女系天皇は日本の歴史にない？

女人禁制は伝統？

伝統的家族は本当に日本の伝統？

} 「近代の伝統化」を防ぐ必要

戦後80年、戦後にキチンと法律や制度は見直されたのか？

民法（家族法部分）

母体保護法

蓋然性による区別は統計的差別？

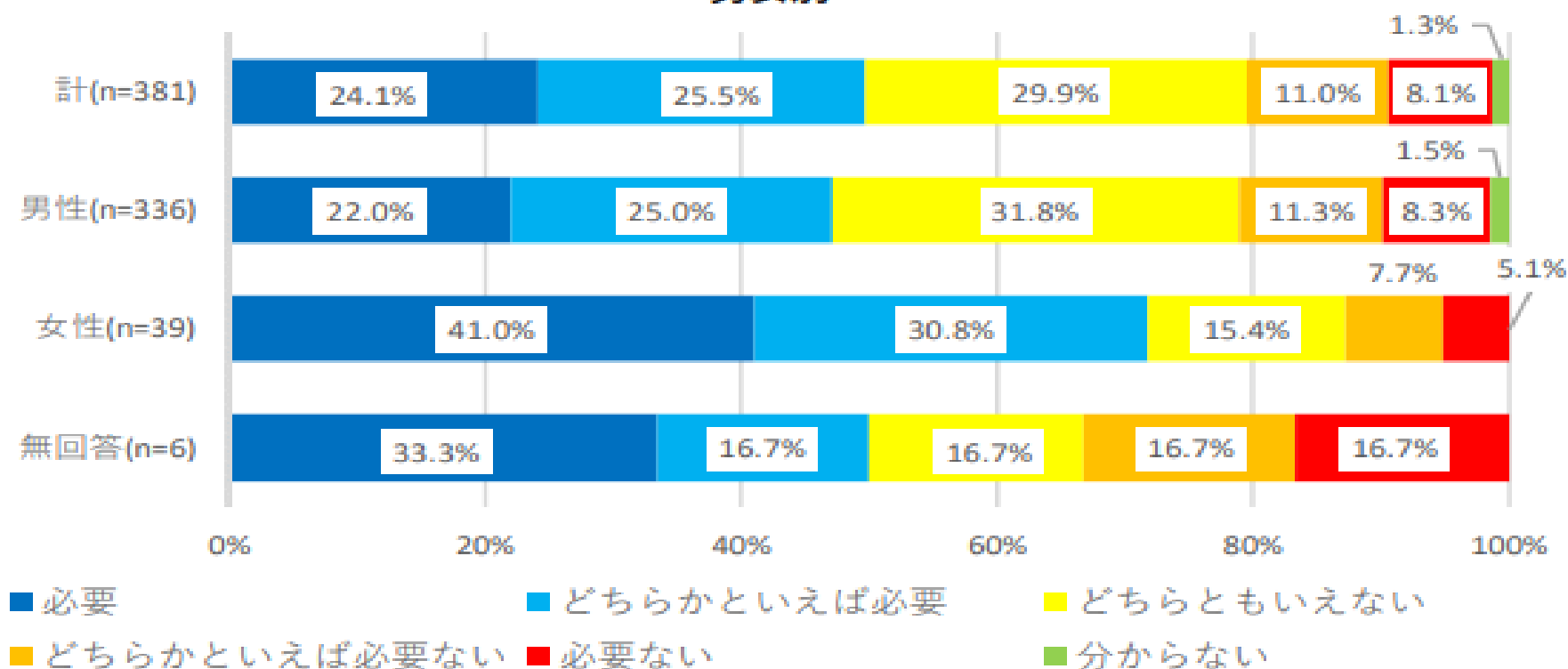
【議員アンケート問5】

「議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査」報告書

一定数の女性の議員を確保するための仕組み（制度）は必要だと思いますか。

図表 7

<男女別>



女性候補少ない政党の交付金減額 超党派議連、改正案提出を見送り

政治 | 速報

毎日新聞 | 2024/6/19 19:36 (最終更新 6/19 19:36) | 有料記事 794文字



国会議事堂 = 東京都千代田区で2022年8月3日午前7時56分、竹内幹撮影

政治分野の女性参画拡大を目指す超党派の議員連盟は19日、国会内で総会を開き、女性候補の少ない政党への政党交付金を減額する政党助成法改正案の今国会提出を見送る方針を確認した。法案の早期提出を目指していたが、政党の合意形成に至らず、23日の会期末を前に正式に断念した。議連会長の中川正春元文部科学相（立憲民主党）は「政治資金の議論で国会がそれどころではなく、なかなかそこまで進めることができなかった」と説明した。

法改正を検討してきたのは、2018年に候補者男女均等法の議員立法成立を主導した「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」。現行法は理念法にとどまり、政党に女性候補擁立の努力義務を課すのみであるため、「政党交付金を使うことで女性候補を増やすインセンティブ（動機づけ）にし



出典:立憲民主党HP

超党派議連会長の中川正春議員は、昨年の衆議院総選挙では引退されました。今年から、野田聖子議員が会長を務めておられます。

「女性参画へ選挙制度改革を」 女性の参画と活躍を推進する議員連盟会長の野田聖子氏 中国新聞のインタビューに

政治・行政

国政

2025/3/7 (最終更新: 2025/3/7) 

超党派の「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」の野田聖子会長が、8日の国際女性デーに合わせて中国新聞のインタビューに応じた。女性議員を増やす取り組みとして、現行の小選挙区比例代表並立制を見直し、複数の候補者を選べる中選挙区連記制の実現を目指す考えを示した。（※記事の最後に一問一答があります）



「女性国会議員を増やすためには選挙制度改革が必要」と訴える野田氏

一政治分野の男女共同参画推進法の評価は。

（罰則のない）理念法だが、法律ができて、選挙のたびに女性候補の数が注目されるようになった。一部野党の間では、罰則新設や政党交付金の削減に結びつける高い志もある。有権者の意識改革ができていない中、ペナルティーだけを進めるのは良くない。ただ、議連の会長に就任したばかり。各党の意見を聞いていく。

中国新聞記事より抜粋

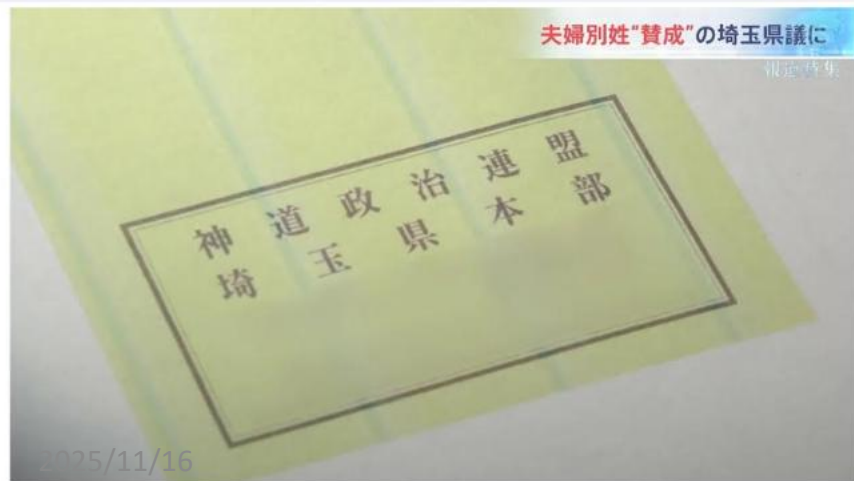
自民党が反対続ける「選択的夫婦別姓」 30年間議論が進まない背景にある“事情”とは？【報道特集】

TBS TBSテレビ 2024年9月7日(土) 21:53
国内 報道特集

「日本会議と異なる主張をして“選挙への影響”を恐れていた人もいた」

一方、岡山県議会では2021年3月、選択的夫婦別姓の法制化に反対する意見書が可決された。

意見書の元となったのは、約1か月前に提出された陳情書。それを自民党県議団が主導して意見書にまとめたという。



野中 大樹：東洋経済 記者

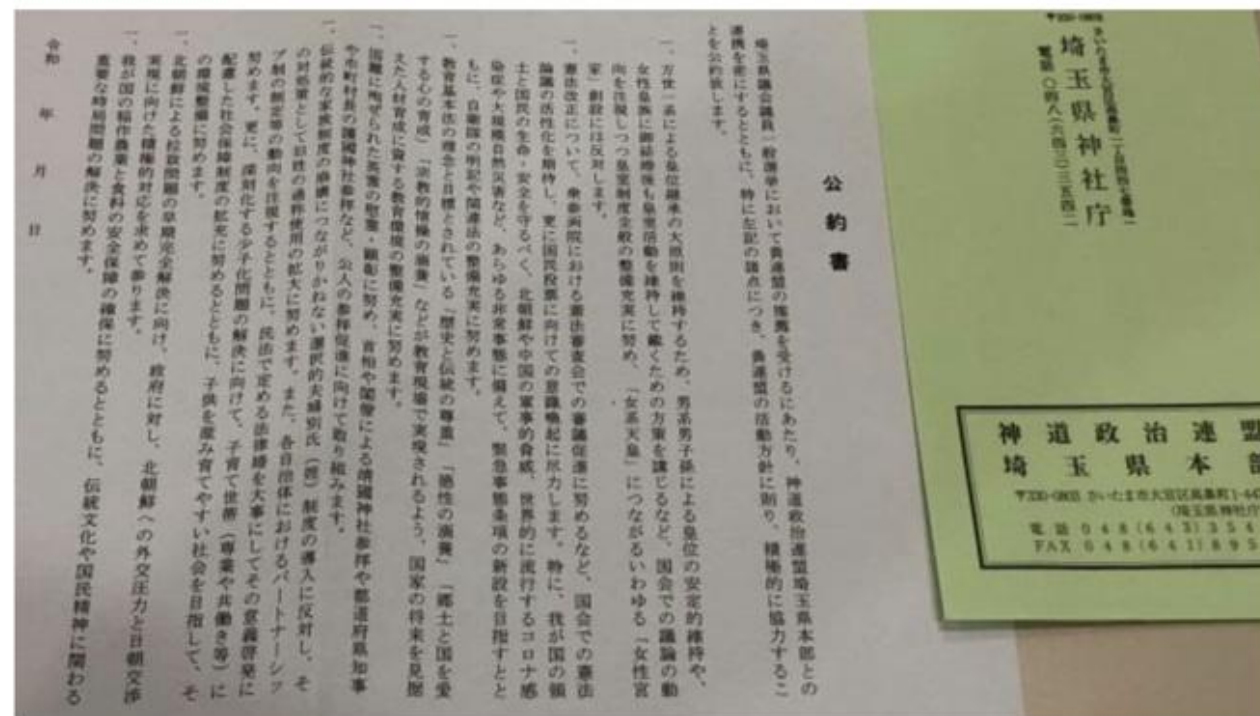
2023/04/22 5:10

+ 著者フォロー

ブックマーク

印刷

A+ 拡大



神道政治連盟が統一地方選の候補者に送った公約書（編集部撮影）

「教義を初めて聞いた」高市早苗氏 旧統一教会について“知らない”連発…オリラジ中田は「一切調べてなかったのが驚き」と追及

10/3(金) 18:35 配信 844

女性自身

10月4日開票の自民党総裁選。“ポスト石破”に、小泉進次郎農相（44）、小林鷹之元経済安全保障相（50）、高市早苗前経済安全保障相（64）、林芳正官房長官（64）、茂木敏充前幹事長（69）の5名が名乗りをあげているが、終盤情勢は小泉氏、高市氏、林氏の混戦となっていることが各紙で報じられている。



(写真：時事通信)

【ランキングあり】若者が選ぶ自民党総裁になってほしい

YouTube

『旧統一教会』の問題

今初めて『原理講論』についてお聞きになった

【チェック】悪質占いサイト名はここで確認
スポンサー・tennoji-law.jp/悪質占い確認/無料返金診断

【高市早苗】愛国保守は統一教会を許せるか？裏金、消費税...国民の怒りとの向き合い方は【総裁選2025】(Sanae Takaichi)

1,445,967 回視聴・7 日前 政治対談 ...もっと見る

YouTube

『旧統一教会』の問題

すいません 勉強不足でしたね

【チェック】悪質占いサイト名はここで確認
スポンサー・tennoji-law.jp/悪質占い確認/無料返金診断

【高市早苗】愛国保守は統一教会を許せるか？裏金、消費税...国民の怒りとの向き合い方は【総裁選2025】(Sanae Takaichi)

1,445,967 回視聴・7 日前 政治対談 ...もっと見る

YouTube

『旧統一教会』の問題

とっても勉強家の高市さんが

【チェック】悪質占いサイト名はここで確認
スポンサー・tennoji-law.jp/悪質占い確認/無料返金診断

【高市早苗】愛国保守は統一教会を許せるか？裏金、消費税...国民の怒りとの向き合い方は【総裁選2025】(Sanae Takaichi)

1,445,967 回視聴・7 日前 政治対談 ...もっと見る

YouTube

『旧統一教会』の問題

一切調べなかったというのが非常に私はちょっと驚きなんですよね

【チェック】悪質占いサイト名はここで確認
スポンサー・tennoji-law.jp/悪質占い確認/無料返金診断

【高市早苗】愛国保守は統一教会を許せるか？裏金、消費税...国民の怒りとの向き合い方は【総裁選2025】(Sanae Takaichi)

1,445,967 回視聴・7 日前 政治対談 ...もっと見る

【別氏夫婦の戸籍】

(2の1)		全部事項証明
本籍	東京都千代田区平河町一丁目4番地	
氏名	甲野 義太郎	
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成14年6月10日	
戸籍に記載されている者	【氏名】甲野 義太郎 【生年月日】昭和46年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男	
身分事項 出生	【出生日】昭和46年6月21日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和46年6月25日 【届出人】父	
婚姻	【婚姻日】平成14年6月10日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄	
戸籍に記載されている者	【氏名】乙野 梅子 【生年月日】昭和47年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女	
身分事項 出生	【出生日】昭和47年1月8日 【出生地】京都市上京区 【届出日】昭和47年1月10日 【届出人】父	
婚姻	【婚姻日】平成14年6月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市上京区小山西音町18番地 乙野忠治	

(2の2)		全部事項証明
戸籍に記載されている者	【氏名】甲野 啓太郎 【生年月日】平成16年2月3日 【父】甲野義太郎 【母】乙野梅子 【続柄】長男	
身分事項 出生	【出生日】平成16年2月3日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成16年2月7日 【届出人】父	
	以下余白	

発行番号000001

これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。

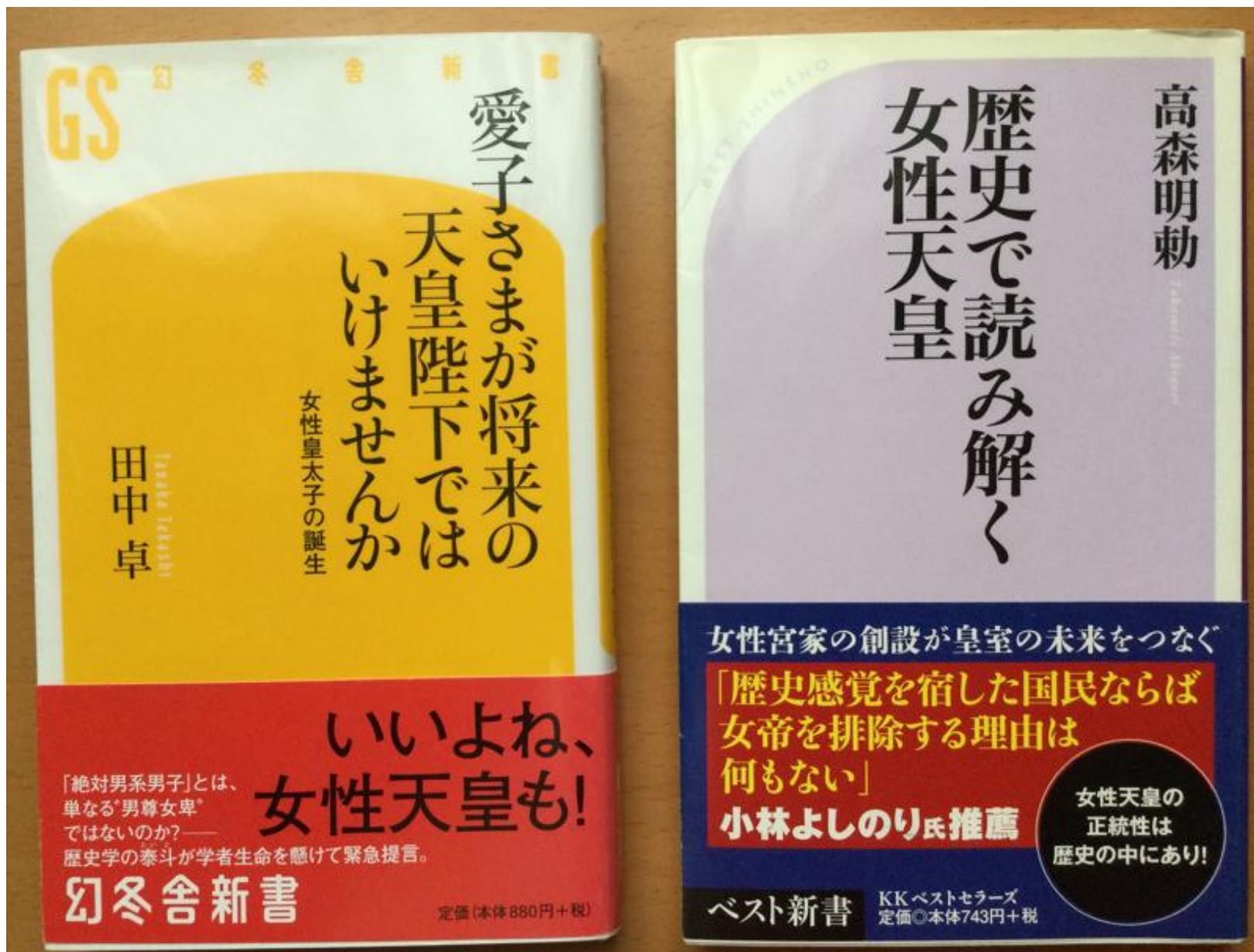
平成 年 月 日

〇〇市町村長

氏名

職印

出典：法務省HP



戦後、最高裁で違憲判決は現在まで13件。うち6件がジェンダーに関係

- i) 1973年：刑法の尊属殺人罪（通常の殺人より重い刑罰を課す）が、法の下での平等に反し、違憲。
被告女性が子供の頃から実の父親に長年に亘って性虐待を受けていたという悲惨な事案であったことが違憲判決に繋がったと思われる。
- ii) 2008年：国籍法が婚外子の国籍取得を胎児認知のみに制限しているのは法の下での平等に違反。
- iii) 2013年：民法で婚外子の相続分を嫡出子の半分とするのは法の下での平等に違反。
- iv) 2015年：民法で離婚後6か月間の再婚禁止期間を女性だけに課すのは、嫡出推定に必要な100日を超える部分は法の下での平等に違反。
- v) 2023年：性同一性障害特例法で戸籍法上の性別変更には生殖不能手術を必要としているのは、個人の生命・自由・幸福追求権の尊重に反する。
- vi) 2024年：旧優生保護法の強制不妊手術をめぐる条項は、個人の生命・自由・幸福追求権の尊重と
2025/11/16 法の下での平等に反する。

平成8年法制審議会答申以降の動き

1 相続の効力（嫡出でない子の相続分）

最高裁判所大法廷違憲判決（平成25年9月4日）

→民法改正（平成25年12月5日成立）（同月11日施行）

→嫡出でない子の相続分が嫡出子の2分の1から同等に

済

達成されたものは全て当事者が訴えた裁判を通じたものや他の改正に伴うものばかり。

2 再婚禁止期間

最高裁判所大法廷違憲判決（平成27年12月16日）

（100日を超える部分について違憲）

→民法改正（平成28年6月1日成立）（同月7日施行）

→女性の再婚禁止期間が6月から100日に短縮

済

・・・→100日分についても令和4年12月の改正で解消！令和6年4月施行。

よくできました！

3 婚姻適齢

民法改正（平成30年6月13日成立、令和4年4月1日施行）

→成年年齢の引下げ（20歳→18歳）に合わせ、女性の婚姻開始年齢を男性と同じ18歳に統一するため、
引上げ（16歳→18歳）

済

4 夫婦の氏

最高裁判所大法廷合憲判決（平成27年12月16日）

→民法改正の議論は停滞。

（旧姓の通称使用は拡大。

ex.判決での裁判官の氏名、大臣以下の行政機関での行政行為の氏名、マイナンバー（併記）、銀行
口座、免許証、 など）

最高裁判所大法廷合憲判決（令和3年6月23日）

⇒令和7年通常国会で立民案、国民案、維新案が審議

嫡出推定等に関する民法改正法が2022年12月15日に成立し、2024年4月に施行されました。

「嫡出推定」見直し、親の「懲戒権」削除...民法改正案を閣議決定

2022/10/14 12:45



民法改正案の 主なポイント

- 母親の再婚後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定
- 離婚後100日間の女性の再婚禁止期間を廃止
- 無戸籍者への救済措置で、法施行後1年間は施行日前に生まれた子についても母親や本人が「嫡出否認制度」を使用可能に
- 「懲戒権」の規定を削除し、体罰禁止規定を設ける

2016年7月までは6か月でした。

出典：読売新聞オンライン

親子関係否定の法理の解釈論的検討
——事実主義の立場から——
二宮周平

はじめに

1 現行制度の問題点

抜 粋

2 民法772条の解釈～「推定の及ばない子」

3 虚偽の嫡出子出生届

4 認知無効

おわりに

無戸籍問題の原因となっている規定は、明治時代の女性の地位が背景となっています。

1 現行制度の問題点

2) 嫡出否認の訴え

しかし、家庭生活の当事者である妻や子に否認権を認めないのはなぜなのだろう。

明治民法の制定時に、起草者の富井政章は、子の利益を考えれば、子に否認権を認めることには反対しないが、否認のためには「母ノ姦通ヲ証明シナケレバナラヌ」というようなこともあるので、十分お考えを願いたいと述べ、起草者の梅謙次郎は、その後、著書の中で、嫡出推定が当たっているかどうかを判断できるのは父母だけだが、母がその子が夫の子でないと主張することは、「有夫姦ヲ犯シ又ハ婚姻ノ前後ニ於テ私通ヲ為シタリト主張スルニ同シ」だから、実際に反証をすることは困難であるだけでなく、「其不品行ヲ法廷ニ主張スルノ権利ヲ之ニ与フルハ風教ニ害アル所ナルカ故ニ夫ニノミ権利ヲ与ヘタルナリ」と述べた。

ここでは、妻＝母の姦通を公けにしないという体面が重視されていることがわかる。

改正前の民法で母に嫡出否認権が与えられていなかった理由は、姦通を犯したと主張する権利を認められないからだと言っています。

立命館法学 一九九六年五号(二四九号)

父 と は 誰か — 嫡出推定および認知制度改革私案 —

二宮 周平

目 次

[一 問題の所在](#)

[二 改革の視点と具体的な改革私案](#)

[三 当事者の意思を尊重した推定制度](#)

[四 父子関係を争うシステムと生活事実の尊重](#)

[五 おわりに](#)

抜 粋

立命館大学の二宮周平教授は、1996年の時点で、父子関係に関する民法の規定について、早急に改善すべき点を提起していますが、いまだにその多くは手付かずのままです。

現行の父子関係成立の方法に問題があることについては、多くの人が指摘している(57)。指摘する以上、問題の解決について、解釈の域を越えた立法的解決を具体的に論じる必要がある。

確かに選択的夫婦別姓や婚外子の相続分の平等化さえ立法化に手間取っている現状では、実現の可能性は乏しいかもしれない。しかし、少なくとも、出生届に夫の氏名を記入しない届出をすれば、嫡出推定を排除し母の婚外子としての登録を認めること、**任意認知において母や子の同意を得ること**、親子関係不存在確認の訴えの出訴権者、出訴期間に一定の歯止めをかけること(58)、**認知訴訟においてはDNA鑑定を命ずることができるようにすること**、以上の四点については、その必要性から考えて、早急に立法化すべきではないだろうか。

任意認知において母や子の同意が不要とされた理由

(二宮周平 「現代日本における婚外子と父-法制度の検討-」より抜粋)

1873年太政官布告21号が「妻妾ニ非ル婦女ニシテ分娩スル兒子ハ一切私生ヲ以テ論シ、其婦女ノ引受タルヘキ事 但シ男子ヨリ己ノ子ト見留メ候上ハ、婦女住所ノ戸長ニ請テ免許ヲ得候者、其子其男子ヲ父トスルヲ可得事」に始まる。1875年太政官指令においても、「戸長ノ免許ヲ受ケ男子ノ籍ヘ入ルヤトキハ、私生ノ名義ヲ消シテ庶子ト称シ、庶子中長幼ノ順序ヲ以テ相続ノ権ヲ有ス可キ事」とされ、母の承諾が不要とされ、その考え方が明治民法に、そして現在にも繋がっている。

第二章 不妊手術

第三条 医師は、次の各号の一に該当する者に対して、本人の同意及び配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、不妊手術を行うことができる。ただし、未成年者については、この限りでない。

- 一 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの
- 二 現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの

第三章 母性保護

（医師の認定による人工妊娠中絶）

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、[次の各号](#)の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
- 二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫^{かんいん}されて妊娠したもの

第二十五条 医師又は指定医師は、[第三条第一項](#)又は[第十四条第一項](#)の規定によつて不妊手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月十日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

（禁止）

第二十八条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行つてはならない。

（第二十八条違反）

第三十四条 [第二十八条](#)の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の拘禁刑に処する。

母体保護法(抜粋)

出典:e-Gov

各 都道府県知事
政令市市長 殿
中核市市長
特別区区长

厚生事務次官
(公印省略)

母体保護法の施行について

優生保護法の一部を改正する法律が平成 8 年法律第 105 号をもって公布されたところであるが、母体保護法の実施に当たり、留意すべき点は以下のとおりであるので、遺漏のないよう配慮されたい。なお、本通知の実施に伴い、本職通知昭和 28 年 6 月 12 日厚生省発衛第 150 号「優生保護法の施行について」は廃止する。

3 人工妊娠中絶の対象

(1) 法第 14 条第 1 項第 1 号の「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」とは、妊娠を継続し、又は分娩することがその者の世帯の生活に重大な経済的支障を及ぼし、その結果母体の健康が著しく害されるおそれのある場合をいうものであること。

従って、現に生活保護法の適用を受けている者(生活扶助を受けている場合はもちろん、医療扶助だけを受けている場合を含む。以下同じ。)が妊娠した場合又は現に生活保護法の適用は受けていないが、妊娠又は分娩によって生活が著しく困窮し、生活保護法の適用を受けるに至るような場合は、通常これに当たるものであること。

(2) 法第 14 条第 1 項第 2 号の「暴行若しくは脅迫」とは、必ずしも有形的な暴力行為による場合だけをいうものではないこと。ただし、本号に該当しない者が、この規定により安易に人工妊娠中絶を行うことがないよう留意されたいこと。

なお、本号と刑法の強制性交等罪の構成要件は、おおむねその範囲を同じくする。た

男女の掛金の違いは、男女の平均寿命の差、つまり、年金を受け取る年数の蓋然性と説明されている。

男性の掛金

女性の掛金

国民年金基金

FAQ

お問い合わせ

加入をご検討中の方

加入中・受給中の方

法人情報

国民年金基金

FAQ

お問い合わせ

加入をご検討中の方

加入中・受給中の方

法人情報

単位：円

加入時年齢	1口目			2口目							
	年金月額 基本額	終身年金		年金月額 基本額	終身年金		確定年金				
		A型	B型		A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型
20歳0月	2万円	7,220	6,540	1万円	3,610	3,270	2,515	1,735	2,705	1,870	970
20歳1月～ 21歳0月		7,460	6,770		3,730	3,385	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
21歳1月～ 22歳0月		7,720	7,010		3,860	3,505	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
22歳1月～ 23歳0月		8,000	7,260		4,000	3,630	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
23歳1月～ 24歳0月		8,290	7,520		4,145	3,760	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
24歳1月～ 25歳0月		8,600	7,800		4,300	3,900	3,000	2,070	3,235	2,320	1,155
25歳1月～		8,920	8,100		4,460	4,050	3,100	2,150	3,320	2,400	1,195

資料請求はこちら
0120-65-4192

Web申し込みはこちら

単位：円

加入時年齢	1口目			2口目							
	年金月額 基本額	終身年金		年金月額 基本額	終身年金		確定年金				
		A型	B型		A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型
20歳0月	2万円	8,370	8,050	1万円	4,185	4,025	2,515	1,735	2,705	1,870	970
20歳1月～ 21歳0月		8,650	8,330		4,325	4,165	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
21歳1月～ 22歳0月		8,950	8,620		4,475	4,310	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
22歳1月～ 23歳0月		9,270	8,930		4,635	4,465	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
23歳1月～ 24歳0月		9,610	9,250		4,805	4,625	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
24歳1月～ 25歳0月		9,960	9,600		4,980	4,800	3,000	2,070	3,235	2,320	1,155
25歳1月～		10,340	9,960		5,160	4,960	3,100	2,150	3,320	2,400	1,195

資料請求はこちら
0120-65-4192

Web申し込みはこちら

福澤諭吉「新女大学」(抜粋)

一 婦人の妊娠出産は勿論(もちろん)、出産後小児に乳を授け衣服を着せ寒暑昼夜の注意心配、他人の知らぬ所に苦勞多く、身体も為めに瘠(や)せ衰(おとろ)うる程の次第なれば、父たる者は其苦勞を分ち、仮令(たとい)戸外の業務あるも事情の許す限りは時を偷(ぬす)んで小児の養育に助力し、暫くにてても妻を休息せしむ可し。世間或は人目を憚(はばかり)て態(わざ)と妻を顧みず、又或は内実これを顧みても表面に疏外(そがい)の風を装(よそお)う者あり。たわいもなき挙動なり。夫が妻の辛苦を余処(よそ)に見て安閑(あんかん)たるこそ人倫の罪にして恥ず可きのみらず、其表面を装うが如きは勇気なき痴漢(バカモノ)と言う可し。

ご清聴、
ありがとうございました。